

平成15年 第5回沼田町議会臨時会 会議録

平成15年11月28日(木)

午後 1時02分 開会

1. 出席議員

議長	9番	吉田好宏	議員	1番	杉本邦雄	議員
	2番	横山忠男	議員	3番	室田俊朗	議員
	4番	久保寛	議員	5番	津川均	議員
	6番	山田英次	議員	7番	上野敏夫	議員
	8番	絵内勝己	議員	10番	中村保夫	議員
	11番	野道夫	議員	12番	橋場守	議員
	13番	大沼恒雄	議員			

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 西田篤正君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

		収入役	藤間武君
総務課長	金子幸保君	地域開発課長	生沼篤司君
財政課長	辻山典哉君	農業振興課長	矢野潔君
住民生活課長	辻広治君	建設課長	神憲彦君
和風園園長	中村幸雄君	旭寿園園長	田中聡君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 篠田繁彦君 次長 金平嘉則君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 松田剛君 議事係長 浅野信行君

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
承認第 6 号	専決処分の承認を求めることについて
議案第 64 号	町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 65 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 66 号	特別職の職員の給与に関する特例条例の一部を改正する条例について
議案第 67 号	教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 68 号	教育委員会教育長の給与等に関する特例条例の一部を改正する条例について
議案第 69 号	沼田町町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 70 号	平成 15 年度における寒冷地手当の額の特例に関する条例について
議案第 71 号	沼田町民体育館設置条例の一部を改正する条例について

(開会宣言)

○議長（吉田好宏議長）これより、本日をもって招集されました平成15年第5回臨時会を開会いたします。定数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 山田議員、8番 絵内議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は、本日1日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(専決処分の承認)

○議長（吉田好宏議長）日程第3、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第6号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成15年11月28日提出、沼田町長名でございます。次頁をお開き下さい。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、平成15年度沼田町一般会計補正予算、専決第2号を別冊のとおり専決処分する。平成15年10月10日、沼田町長でございます。

本専決予算につきましては、衆議院議員総選挙の執行にかかるものでございますけれども、10月10日衆議院が解散を致しまして、11月9日総選挙が執行されることになったことから、緊急に予算措置をする必要があったものでございます。

別冊の専決予算の第2号、1頁をお開き願いたいと思っております。

《以下、専決予算書第2号、朗読、説明》

以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑あり

ませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結します。本案を採決致します。お諮り致します。承認第6号は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

(一 般 議 案)

○議長（吉田好宏議長）日程第4、議案第64号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第64号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成15年11月28日提出、沼田町長名でございます。

次の頁をお開き願いたいと思います。平成15年度の給与改正の概要について私の方からご説明させていただきます。8月4日の人事院勧告に基づきまして、国家公務員に準じて全て減額するというものでございまして、この頁から7枚目の町職員の給与に関する条例の改正資料をお開き願いたいと思います。

この表に基づきまして、ご説明申し上げますので宜しくお願い致します。1点目は給料表の改正でございます。給料月額を引き下げ改定を行うものでありまして、この表でいきますと、1級から3級の職員の者につきましては、三角の0.5%から、1.0%、4級から8級の職員に対しましては三角の1.1%減額するものでありまして、平成15年の12月分から適用させて頂く事になっております。ちなみに、それに伴い初任給につきましては、大卒は171,500円を170,700円で800円の減額、短大卒は149,200円が148,500円で700円減額。また、高卒につきましては139,500円が138,800円で700円減額となります。

2点目は、期末勤勉手当の改正でございます。年間支給月数を4.65ヶ月分から、4.40ヶ月分で、0.25ヶ月分を引き下げるというものでございまして、平成15年の12月の期末手当を1.70ヶ月から1.45ヶ月にするもの、それから16年の6月期の期末手当を、1.55ヶ月分から1.40ヶ月分で0.15ヶ月分の引き下げのもの、12月期の期末手当を1.70ヶ月から1.60ヶ月で0.10ヶ月とするものであります。

3点目と致しましては、平成15年12月の期末手当額調整についてでございます。年間の官民給与の格差平均1.07%でございますが、これが是正するためのものございまして、4月の給与に格差率1.07%を乗じて得た額に、4月から実施の日に属する月の、前月までの月数を乗じて得た額と、6月期の期末勤勉手当の額に格差率1.07%を乗じて得た額の合計額を12月期末手当の額から差し引くものでございます。

これで差し引きますと、平均で約3万前後、多い人で5～6万円前後の減額となる試算でございます。また、官民の年間給与について、実質てきな均衡を図れるよう講じたものでありますので、宜しくお願い致します。

4点目は、扶養手当の改正でございます。配偶者にかかる扶養手当の月額を、14,000円から、13,500円に500円引き下げるものでございまして、平成15年の12月分から適用するものでございます。最後に、通勤手当の改正でございますが、これにつきましては、本町の場合、適用する人がいないということでございます。ただ、国家公務員がJR、バス、地下鉄などの交通機関利用者、1ヶ月定期券で今まで発行していたものを、6ヶ月定期券にすることによって、割引額が大きいという事で、国家公務員は1ヶ月から6ヶ月に定期券を発行しますという形のものでございます。

また、自動車・自転車など片道40km以上四段階を増設したものでありまして、本町には影響の無い改正と字句等の改正が主なものでございます。以上、宜しくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入りますご意見ありませんか。12番。

○12番議員（橋場 守議員）物価が下がった事を理由にして、人事院勧告で公務員の給与を下げる勧告がありました。しかし、人事院の社会情勢分析の仕方に大変問題があると私は思っています。このような不景気を招いたのは、決して働く人達の責任では無くて、無駄な公共事業をやったり軍事費を増やしていくという国の財政予算そのものを、きちっと国民本位の側にまわすという措置をとらずに、大企業の首切り合理化をどんどん規制緩和を助長し、失業率が非常に大きくなっている。本来、国の景気を支えている国民の購買力は6割以上だという。これを改める事なくして、今の景気は良くなる訳です。そういう事をきちっと分析するならば、公務員の給料を引き下げるのではなくて、野放図な大企業の身勝手な合理化、首切りを止めて、本当に国の経済を再生するという所に目を向けて、これに批判を加え

るべきなのが当然だと思います。それによって、公務員の給与がきちっと保障されて、それによって私企業の、大企業の人達の賃金引き上げ、それがつながっていく訳でありますから、このやり方は景気をより悪くするという逆効果を生むものと考えて、私は、町長提案で申し訳無いですが、人事院勧告そのものが間違いだという立場から反対を致します。

○議長（吉田好宏議長）他に、ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見無しと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第64号は原案のとおり決することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第5、議案第65号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第65号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成15年11月28日提出、沼田町長名でございます。次の頁をお開き願いたいと思います。

条文については朗読を省略させて頂きまして、提案理由をご説明申し上げますので宜しくお願い致します。これにつきましては、従前の条例を廃止し新たな条例を制定するというものでございまして、改正された内容について申し上げます。

特別職の給与改定につきましては、先般11月10日、14日と2回に渡り、北空知管内特別職等の報酬等審議会が秩父別で開催され、会長は秩父別の山森さんという方でございます。それぞれ5町から2名の代表の方が選出されておまして、沼田町の場合は、千田さんと郷古さんが委員で参加してございます。

その答申に基づきまして、平成15年12月1日以降の実施という内容で、今回、町長、助役、収入役について、平均で1.216%の引下げを行うというものでございます。町長につきましては、840,000円が、830,000円に、助役が677,000円を669,000円に、収入役が601,500円を594,000円にそれぞれ減額となる提案でございます。また、第4条でございますが、これも一般職員と同じように、6月の期末手当2.10ヶ月、12月の2.40ヶ月と年間で0.25ヶ月分を減額し、年間で4.40ヶ月とするも

のでありまして、宜しくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番。

○12番議員（橋場 守議員）ちょっと聞いたら、今回のこの引き下げによって、2,000万円以上の給料の入るのが少なくなるというようでありまして、これは、町職員と議員、特別職それから老人ホームや色々な職にいますが、これら全て含めて一体どれくらい減額されるのですか。私は2,000万円も下げられたら、年末の商工会や商工振興に相当影響するのではないかと心配する訳ですが、大体どれくらいかちょっと教えて下さい。さらに、もしわかれば去年、14年度でどれくらいだったのか教えて下さい。

○議長（吉田好宏議長）はい、総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）年間で、今回の改正によって約2,200万円ほど減額であります。北空知の5町から比べると、金額的に若干多いようですが、これは老人ホームを抱えているという事で、職員数が他の町より50数名ほど多く、そういう結果で年間2,200万円ほどの減額と考えてございます。

また、去年の人事院勧告による減額分でございますが、去年を試算しますと760万円ほどと試算が出ております。以上です。

○議長（吉田好宏議長）他に、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見無しと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第65号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第6、議案第66号、特別職の職員の給与に関する特例条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第66号、特別職の職員の給与に関する特例条例の一部を改正する条例について。特別職の職員の給与に関する特例条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成15年11月28日提出、沼田町長名でございます。次の頁をお開き願いたいとおもいます。

特別職の職員の給与に関する特例条例の一部を改正する条例という事で、特別職の職員の給与に関する特例条例。《以下、改正条例案を朗読》

これにつきましては、収入役の給料月額が、特例条例によりますと、595,500円という減額した金額で今支給されてございますが、今回の改正で、それを下回ることになりましたので、下回る金額で特例条例を改正するという事でございます。

収入役につきましては、今の特例条例では595,500円という事でございますけれども、今回の改正で594,000円に減額となつてございますので、低いほうに合わせるという条例でございます。宜しくご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見無しと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第66号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よつて本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第7、議案第67号、教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第67号、教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成15年11月28日提出、沼田町長名でございます。次の頁をお開き願いたいと思います。この関係につきましても、先程収入役と同じような形で、特例条例が低くなるという事で、今回の改正に合わせるものでありまして、第2条の第2項中、601,500円を594,000円に改めるといふものでございます。宜しくご審議の程お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見無しと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第67号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第8、議案第68号、教育委員会教育長の給与等に関する特例条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第68号、教育委員会教育長の給与等に関する特例条例の一部を改正する条例について。教育委員会教育長の給与等に関する特例条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成15年11月28日提出、沼田町長名でございます。次の頁をお開き願いたいと思います。

《以下、改正条例案を朗読》

これは、先程の収入役の件と同じ内容でございますので、よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第68号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決

ました。

○議長（吉田好宏議長）日程第9、議案第69号、沼田町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第69号、沼田町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成15年11月28日提出、沼田町長名でございます。次の頁をお開き願いたいと思います。

条文については割愛させていただきます。提案理由でございますけれども、この議案も、先程の特別職の給与改定で説明しましたとおり、北空知管内特別職報酬等審議会の答申に基づいての改正でございます。議長につきましては、271,000円が268,000円に、副議長につきましては214,500円が212,000円に、委員長につきましては、196,000円が194,000円に、議員が179,000円を177,000円にしたいというものでございます。また、期末手当額につきましても100分の465を100分の440とし、0.25ヶ月分を減額するというものでございますので、宜しくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第69号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第10、議案第70号、平成15年度における寒冷地手当の額の特例に関する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第70号、平成15年度における寒冷地手当の額

の特例に関する条例について。平成15年度における寒冷地手当の額の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成15年11月28日提出、沼田町長名でございます。次の頁をお開き願いたいと思います。

条文の朗読は割愛させて頂きまして、改正の内容を申し上げます。寒冷地手当につきましては、本年も時限立法で提出させて頂きものでございまして、加算額で灯油ドラム缶12本分、2,400リットルを、支給するというもので、11月1日現在の家庭灯油価格、消費税込で47円で算出した結果、扶養親族のある世帯の基準額が、66,500円を112,800円に。差額と致しまして46,300円。扶養親族の無い世帯主で、44,300円を75,200円、差額と致しまして30,900円。単身者は、22,200円を37,600円、差額と致しまして15,400円をそれぞれ支給するというものでございます。

なお、今回寒冷地手当の差額につきましては、町長、助役、収入役、教育長につきましては、支給しないことになってございますので、宜しくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第70号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第11、議案第71号。沼田町民体育館設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。教育委員会次長。

○教育次長（金平嘉則次長）議案第71号。沼田町民体育館設置条例の一部を改正する条例について。沼田町民体育館設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。平成15年11月28日提出、沼田町長名でございます。次の頁をお開き下さい。

《以下、改正条例案を朗読》

この一部改正条例につきましては、沼田町に進出する企業が使うという事で、研修棟を教育委員会管理から除外したものでございます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。その前に、総務課長より訂正があります。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）大変申し訳ございません。今ほど金平次長から、条文について読み上げがあった所でございますが、附則のところ、この規則は交付の日から施行するという事で、規則になってございますが、条例という誤りでございますので、訂正願いたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第71号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

（閉会宣言）

○議長（吉田好宏議長）以上で、本臨時会に付議された案件は、すべて終了しました。これにて、平成15年第5回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦勞様でした。

13時36分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員